

母子家庭等医療費助成制度 の受給資格が変わります

平成18年8月1日から、母子家庭等医療費助成制度に新しく所得制限が設定されます。受給資格者やその扶養義務者などで所得が多い方は、受給できない場合があります。現在、母子家庭等医療受給者証をお持ちの方には、受給者証の更新として6月中旬ごろに「更新申請書」を郵送します。ですので、手続きをお願いします。

母子家庭等医療の所得制限額

扶養親族数	所得制限額
0人	1,920,000円
1人	2,300,000円
2人	2,680,000円
3人	3,060,000円
4人	3,440,000円

【例】
扶養親族の数が2人で、受給者の所得が2,680,000円を超えていなければ、引き続き受給資格があります。

【手続き】

更新申請書に必要事項を記入のうえ、市役所保険年金課医療係または市民生活課窓口係（赤羽根支所・渥美支所）へ提出してください。申請書の提出がないと、所得の判定ができず受給者証を用意できません。期限までに必ず提出をしてください。

【受給資格のある方】

所得の判定により、引き続き受給資格のある方には、7月下旬ごろに新しい受給者証と、現在お持ちの受給者証の回収用返信封筒を郵送する予定です。

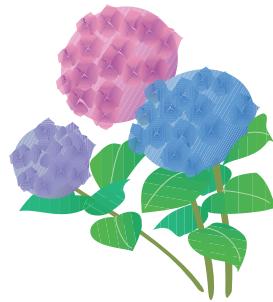
【所得制限額を超えた方】

所得制限額を超えた方については、受給資格の喪失届と、現在お持ちの受給者証の回収用返信封筒を郵送する予定です。

詳しくはお問い合わせください。

▼保険年金課 ☎ 23局3514

FAX 23局0180



児童手当制度が変わります

平成18年4月1日から児童手当制度が変更され、支給対象が「小学校3年生まで」から「小学校6年生まで」に拡大し、所得制限額が引き上げられました。手続きの必要な方は次のとおりです。

【対象】

平成18年度に小学4年生の児童がいる保護者

・平成17年度に児童手当を受給していた方は、手続きの必要はありません。

平成18年度に小学5・6年生の児童がいる保護者

・現在児童手当を受給していない方は、認定請求の手続きが必要です。

・現在児童手当を受給している方は、額改定請求の手続きが必要です。

これまで所得制限により児童手当を受給していない保護者

・所得制限額の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合があります。該当と思われる方は、認定請求の手続きが必要です。

【請求に必要なもの】

・保護者の健康保険被保険者証（国民健康保険の場合は必要ありません）

・印鑑（本人申請の場合は必要ありません）

・振込先の通帳（郵便局以外で申請者本人名義のものに限ります）

※他市町村から転入してきた方に

は、前住所地で所得証明書などを取り寄せていただく場合があります。

【手続き窓口】

・児童課（田原福祉センター内）
・市民生活課（赤羽根支所・渥美支所内）

▼児童課（田原福祉センター内）
☎ 23局3513 FAX 23局3545



児童手当現況届の
提出を忘れずに！

児童手当現況届は、毎年6月1日における状況を記入し、児童手当を引き続き受ける要件があるか確認するものです。届け出をしないと、6月分以降の手当が受けられなくなることがありますのでご注意ください。必要書類は、受給者あてに郵送します。

▼提出期限▶ 6月30日（金）▼その他▶ 受給者の保険証の写し・児童手当用の所得証明書（平成18年1月1日以降に転入してきた方）など、必要に応じて提出する書類があります
▼児童課（田原福祉センター内）
☎ 23局3513 FAX 23局3545